

介護保険料の納め方

介護保険料は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳～64歳以下の人(第2号被保険者)で支払方法が違います。65歳以上の人でも、年金額が年間18万円以上あるかないかで、年金から差し引くか納付書や口座振替になるかが決まってきます。

●65歳以上の人(第1号被保険者)

- ・納付書または口座振替(普通徴収) = 年金額が年間18万円未満の人
- ・年金から差し引き(特別徴収) = 年金額が年間18万円以上の人

注意: 65歳に到達し、特別徴収に切り替わるまで半年程度かかります。切り替えの時期は4月または10月です。

注意: 徴収方法は選択できません

特別徴収と普通徴収の流れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
特別徴収	1期		2期	3期		4期		5期		6期		

仮徴収期間

前年度6期(2月)の金額を、仮で徴収

本徴収期間

6月の住民税の課税状況により、1～3期の仮徴収済額と調整して、4～6期の額を決めます。

●次に該当する場合は、特別徴収に変わるまでの一定期間、納付書で納めることがあります。

- ・年度の途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
注意: 誕生日の前日が属する月から納める事になります。
- ・他の市町村から転入した場合
- ・収入申告に訂正(修正申告等)があつて、保険料の所得段階が変更された場合
- ・段階が変更された場合
- ・年金担保の借入れや年金の一時差し止めがあつた場合

●40歳～64歳以下の人(第2号被保険者)

40歳～64歳以下を人の保険料は、それぞれ加入している医療保険(国民健康保険や職場の健康保険など)の算出方法により決まり、医療保険料に含めて支払います。

	保険料の決め方	保険料の納め方
国民健康保険の人	所得や、世帯を構成する40歳～64歳の人の人数によって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険税として、世帯主が納めます。
職場の健康保険の人	健康保険組合・共済組合など、加入している医療保険の算出方法に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として、給与から差し引かれます。

新しい介護保険料が決定しました!

福祉課介護保険係 ☎282-1349

低所得者向け制度 軽減幅が拡大

平成27年度は、3年に一度の介護保険料見直しの年です。
今回は、医療・介護法の改正に伴い、軽減幅が拡大されるなど、大幅な見直しが行われました。
保険料は、平成27年度から平成29年度までの3年間が適用となります。
主な見直しは次のとおりです。

●軽減幅の拡大

前期までは、基準額の50%減、25%減、10%減の3段階だったのが、今年度からは55%減、25%減、25%減、10%減の4段階に拡大されました。

●所得段階の拡大

軽減幅の拡大で、所得段階も9段階に拡大されました。

●基準所得金額などの変更

所得段階拡大に伴い、段階対象者の基準所得範囲ならびに年金収入等範囲が変更されました。

所得段階	対象者	保険料の割合	年額(月額)
第1段階	非課税世帯 生活保護世帯者、老齢福祉年金受給者および本人年金収入等「80万円以下」の人	基準額×0.45	29,916円(2,493円)
第2段階		基準額×0.75	49,860円(4,155円)
第3段階		基準額×0.75	49,860円(4,155円)
第4段階	本人非課税 本人年金収入等「80万円以下」の人	基準額×0.9	59,832円(4,986円)
第5段階		基準額	66,480円(5,540円)
第6段階	課税世帯 本人課税	合計所得金額「120万円未満」の人	79,776円(6,648円)
第7段階		合計所得金額「120万円以上190万円未満」の人	86,424円(7,202円)
第8段階		合計所得金額「190万円以上290万円未満」の人	99,720円(8,310円)
第9段階		合計所得金額「290万円以上」の人	113,016円(9,418円)

※上記保険料表の保険料基準額に対する割合については、平成29年4月から第1段階0.45⇒0.3、第2段階0.75⇒0.5、第3段階0.75⇒0.7に軽減されます。

※消費税を財源とした軽減措置であるため、今後の国の動向により変わる場合があります。